

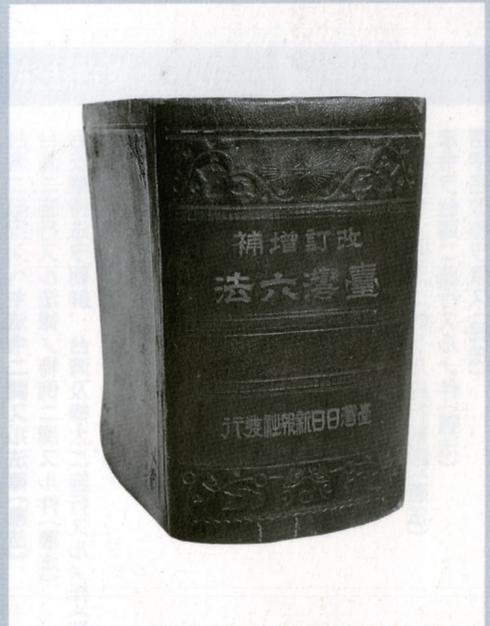
綠蔭書房

日本統治期台湾の特殊な法制体系を
知るための不可欠な工具書。

台湾はもとより日本植民地研究に必携。
台湾六法としては本書が唯一のもので、
原本は日本で見ることができない
貴重な史料である。

改訂増補
臺灣六法

台湾日日新報社編
昭和九年刊行
全一卷（B5判・上製）



復刻版

「刊行の辞」

今日、日本植民地研究は各分野でめざましい発展をみせているが、植民地法制史の研究は大変遅れている分野の一つであろう。各植民地の性格や支配の実態を知る上で植民地法制の史的分析は欠かせない。今回復刻する台湾六法は日本統治期台湾の特殊な法制体系を知るための不可欠の工具書である。台湾六法としては本書が唯一のもので、原本は日本にはなく、台湾でも数カ所で見ることができない。また本書は台湾はもとより日本植民地研究者にとつて手近な法令の手引書として必携のものである。今回復刻にあたり、原本(A6判)をB5判4面付とした。弊社では今後とも植民地法制関係書の刊行を予定している。

一九九八年一月 緑蔭書房

「すいせん」

待望の『台湾六法』の復刻

栗原 純 (東京女子大学助教授)

植民地統治から連想されることは往々にして激しい民族的抵抗に対する過酷な弾圧であり、また厳しい経済搾取であろう。事実、台湾においても初期には数年間にわたり各地で住民による自発的な武力抵抗が繰り返され、またその後も随時警察官の訪問による住民の監視体制が継続した。そしてこれらの政策、行政はいずれも「合法的」に実施されたのである。しかし今日、このような植民地支配の実態を生み出した法制について調べたいと思つてもなかなかまとまった史料は得難い。植民地法制に関する六法が手元があればと願うこともしばしばのことであつた。台湾に関しても、その統治の基本法ともいべき六三法、三一法、法三号の条文、またそれらに基づいて制定された重要な律令、或いは民法の台湾適用とその例外条項はどうなつていたのかなど知りたいことがあつても一冊で応えてくれる本は現状では皆無と言つてよかつた。復刻された本書がこの期待に添えてくれるであろう。

台湾六法法令より一部抜粋

- 外国人ノ土地取得ニ関スル律令(民法)
- 軍機保護法ヲ台湾ニ施行スルノ件(刑法)
- 軍事救護法施行ニ関スル件(社会)
- 決闘罪ニ関スル件(刑法)
- 市制町村制施行令(地方)
- 台湾阿片令施行規則(税法)
- 台湾違警例(刑法)
- 台湾永代借地権令施行規則(民法)
- 台湾街庄制施行令(地方)
- 台湾窮民救助規則(社会)
- 台湾州制施行令(地方)
- 台湾市制施行令(地方)
- 台湾出版規則(刑法)
- 台湾新聞紙令施行規則(刑法)
- 台湾總督府刑務所代表ノ件(民訴)
- 台湾總督命令公布式(憲法)
- 台湾地租規則施行規則(税法)
- 台湾土地収用規則施行規則(民法)
- 台湾ニ戒嚴令施行ノ件(憲法)
- 台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律(憲法)
- 台湾ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件(憲法)
- 治安維持法ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行スルノ件(刑法)
- 朝鮮貴族令(憲法)
- 南洋群島出港税令(税法)
- 日米犯罪人引渡条約(刑訴)
- 陪審法(刑訴)
- 犯罪即決例施行手続(刑訴)
- 蕃人ニ物品供給者取締ノ件(刑法)
- 蕃地取締規則(刑法)
- 蕃地ニ関スル律令(民法)
- 府県制施行令(地方)
- 復権令(新法)
- 法律命令ノ台湾ニ於ケル施行期限(憲法)
- 法令ヲ台湾ニ施行スルノ件(憲法)
- 苗字名改称ヲ禁ス(民法)
- 民事ニ関スル法律ヲ台湾ニ施行スルノ件(憲法)
- 明治三十三年法律五十二号ヲ台湾ニ施行スルノ件(刑法)

復刻版

改訂増補 臺灣六法

台湾日日新報社編
昭和九年刊行
全一卷 (B5判・上製)

〔刊行概要〕

原本＝台湾日日新報社より昭和九年に刊行された『改訂増補台湾六法』を底本とした。

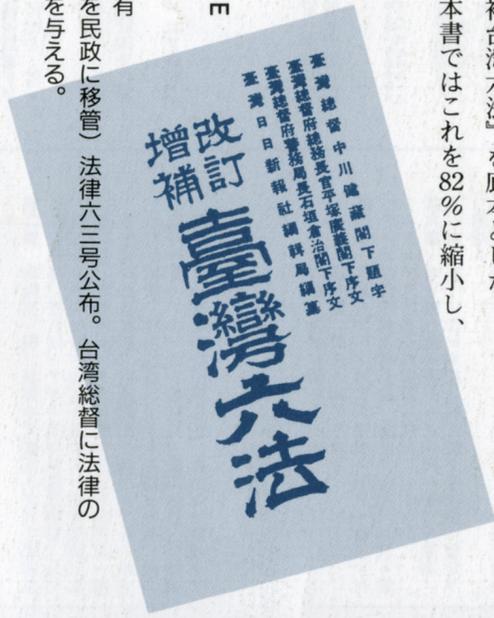
原本のサイズは天地150ミリ、左右95ミリのところ、本書ではこれを82%に縮小し、B5判に4面付とした。

頁数＝780頁 (原本3、125頁)

定価＝本体価格50、000円十税

刊行＝1930年1月

ISBN4-89774-023-1 C3032 ¥50000E



台湾六法関係年表

- 一八九五(明治一八)・四 日清講和条約により台湾領有
- 一八九六(明治一九)・三 台湾總督府条例公布(軍政を民政に移管) 法律六三号公布。台湾總督に法律の効力をもつ律令制定の権限を与える。
- 一九〇一(明治三四)・六 臨時台湾旧慣調査会設立
- 一九〇二(明治三五) 「六三法案」延長
- 一九〇四(明治三七)・二 日露戦争始まる
- 一九〇六(明治三九)・四 法律三一号公布。六三法に「内地延長」的装いをもつ。律令の効力は法律より下とされるが、勅令により内地の法律を適用することが可能となる。
- 一九二二(大正一〇)・三 法律三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」公布(施行は二年一月から) 原則として内地の法律を勅令により適用し、その結果台湾には民法・商法が延長施行されるようになった(植民地朝鮮では制令による法の適用が原則のため 商法・民法は適用されず)。
- 一九二六(大正一五) 『台湾六法』初版が台湾日日新報社より刊行。
- 一九三四(昭和九) 『台湾六法』の改訂増補版が台湾日日新報社より刊行される。

綠蔭書房

東京都板橋区板橋1-13-1 ☎03(3579)5444

お取り扱い